

令和8年度（2026年度）県南地域に係るIT・コンテンツ系企業向け魅力発信事業委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度（2026年度）県南地域に係るIT・コンテンツ系企業向け魅力発信事業

2 事業目的

熊本県において、県北地域では半導体関連企業の進出が進む一方で、県南地域では企業進出が低調な状況にある。そのため、高校生をはじめとする若年層の県南地域での就職率は低く、地域外へ就職する傾向が顕著となっており、持続可能な地域社会の形成のためには、企業の誘致や魅力発信を強化し、地域内での就職率を向上させる必要がある。

中でも、小規模な投資でも進出が可能なIT・コンテンツ系企業の誘致は、県南地域の現状との親和性が高く、誘致活動に積極的な市町村も多いが、地域の知名度が低く、その魅力が十分に発信されていない。

本事業は、若者の就職先として注目度の高いコンテンツ関連企業（ゲーム、アニメ、CG、映像制作など）を中心に多くの企業が一堂に会する日本最大のコンテンツイベント「東京ゲームショウ2026」において、県南地域の立地環境をPRし、企業との接点を創出するとともに、接点を持った企業の視点を活用し、市町村が作成する「企業研修プログラム」の検証及び改善を行うことで、県南地域における企業誘致の受入体制の強化を図るものとする。

また、本事業の実施を通じて、県南市町村が企業対応を実践的に経験する機会を創出し、県南地域全体の企業誘致力の向上を図ることも目的とする。

県南市町村とは、次の市町村をいう。

- ・八代市、人吉市、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市
- ・下益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡の町村

3 契約期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

4 事業内容

(1) 「東京ゲームショウ2026」イベント出展支援

ア 目的

日本最大級のコンテンツイベント「東京ゲームショウ2026」において、県南地域を中心とした熊本県の立地環境をPRし、IT・コンテンツ関連企業との接点を創出することを目的とする。

また、企業ブース訪問等の営業活動を通じて企業との接点拡大を図るとともに、企業研修や県南地域進出候補先視察推進補助制度等の熊本県内の事業環境

を体験的に理解する機会を提案し、企業の次の行動（企業研修等）へ繋げる取組を実施する。

なお、本事業は県南市町村と共同で出展するものとし、PR内容や出展方法等については出展市町村（団体※）と連携して実施するものとする。

※団体とは、2市町村以上が合同で本事業に参加する場合をいう。以下同じ。

イ 展示会概要

展示会名：東京ゲームショウ2026

主催者：一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）

開催日程：令和8年9月17日（木）～21日（月・祝）

※9月17日～18日はビジネスデイ

19日～21日は一般公開日

開催場所：幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

昨年実績：出展社数1,136社、来場者数263,101人

ウ 業務内容

業務の遂行にあたっては、東京ゲームショウ2026運営事務局（以下、「事務局」という）が定める「出展要項」に基づき、下記の業務を実施すること。

また、下記業務を実施するあたり必要となる事務局への申請等についても、期限までに適切に実施すること。

※企画提案時点では2026年版は提供されていないため、希望者には2025年版を担当者から提示する。

① 出展申込及び出展準備

- ・ 事務局が定める出展要項に基づき、熊本県ブースの出展申込及び各種申請手続を行うこと。

② ブース企画及び装飾

- ・ 県南地域の企業誘致PRを効果的に行うためのブース設計（設営、装飾、制作物等に関する準備含む）を行うこと。
- ・ なお、ブース装飾には熊本県が指定するくまモンデザイン（コンテンツ企業向け）を活用し、来場者が立ち寄りやすく、企業との商談や名刺交換が行える空間を構築すること。
- ・ また、来場企業との接点創出を効果的に行うためのブース演出やPR手法について提案すること。

【出展ブース条件】

出展コーナー：「ビジネスソリューションコーナー」

（展示ホール9～11のいずれか）

規模：3小間（間口3m×奥行3m）

※熊本県ブースは横並びに配置し、連続する3小間を一体的なブース（小間間の仕切り無し）として利用するものとする。

※なお、現時点では小間位置が確定していないことから、連続する小間で解放されている5面のうち1面が壁面となることを想定した企画提案を求めるものとする。

※ブースについては、東京ゲームショウ事務局が提供する「パッケージブース」を使用することを基本とする。

※ブースには来場企業との商談や企業折衝が可能なスペースを確保すること。

③ 企業接点創出に向けた営業活動支援

- ・ 会期中において、来場企業との接点創出を図るため、企業ブース訪問等の営業活動を実施する際に必要となるツール（下記④で制作）等の準備を行うこと。
- ・ また、企業との接点創出を効果的に行うための営業手法について提案すること。
- ・ 会期中に名刺交換等により、接点を持った企業については、企業名、担当者名、業種等を整理し、接触企業リストとして取りまとめること。
- ・ 当該リストは今後の企業誘致活動に活用できる形で整理するものとする。

④ 営業資料制作

- ・ 来場企業への訪問時に配布する営業資料（小型パンフレット）を制作すること。
- ・ 営業資料は、来場企業の関心を惹きつけ、名刺交換等の企業接点創出につながる内容とすること。
- ・ なお、制作にあたっては以下の内容を満たすこと。

| | |
|------|---|
| サイズ | A5サイズ程度とし、来場者が持ち帰りやすい仕様とすること。 |
| デザイン | くまモンを活用し、コンテンツ関連企業の関心を惹きつけるデザインとすること。 |
| 掲載内容 | 以下の内容を盛り込むこと。 県南地域の立地環境、企業誘致施策、県南地域における人材育成の取組、企業研修及び県南地域視察支援制度等の現地体験事業。 |
| 制作部数 | 1,000部程度とする。 |
| その他 | 県企業誘致ホームページ等へ誘導するQRコードを掲載すること。 |

⑤ 市町村（団体）との調整

- ・ 共同出展する県南市町村（団体）との出展内容やPR方法等について、必要に応じて調整を行うこと。

⑥ 撤収作業

- ・ イベント終了後、指定時間内にブースの撤収及び搬出作業を行うこと。

⑦ その他

- ・ 出展中の器具の故障、破損等に速やかに対応できる体制をとること。
- ・ 7月8日（水）に開催される出展社説明会に原則出席し、主催者から提示される出展関連資料に従うこと。

(2) 企業研修実施支援

ア 目的

本業務は、県南地域の市町村が作成する企業研修プログラムの実効性向上を図ることを目的として実施するもの。

市町村が作成した「企業研修プログラム」について、委託事業者による専門的な視点からのブラッシュアップを行うとともに、地方進出を検討する企業等の視点を活用した評価を行い、企業誘致に向けた受入体制の強化を図るもの。

イ 参加市町村（団体）

本事業は、県南地域の市町村（団体）を対象に実施するものとし、企業研修は原則として、1企業につき1市町村（団体）の形式で実施する。

なお、参加市町村の募集については、熊本県において実施するものとする。受入れを希望する市町村（団体）からは受入れ計画書を提出してもらい、その中から有効な内容と認められる市町村（団体）を、地域バランス等も考慮して3箇所程度選定する。

また、企業研修プログラムについても、受入れを希望する市町村（団体）において作成する。昨年度企業研修に参加した市町村（団体）については、既存の視察プログラムのブラッシュアップを行うこと等によりプログラムを作成することを想定する。希望する市町村（団体）には昨年度熊本県で作成した「企業研修実施マニュアル」等の提供を行うものとする。

ウ 業務内容

受託者は、企業研修の実施にあたり、以下の業務を行うこと。

① 企業研修プログラムのブラッシュアップ

- ・ 県南市町村（団体）が作成する企業研修プログラムについて、企業誘致の観点から内容の確認及び改善提案を行い、企業誘致に向けた受入体制の強化に資するプログラムとなるようブラッシュアップを行うこと。
- ・ なお、昨年度企業研修に参加していない市町村（団体）については、企業対応や視察行程の構成等に関する助言を行うなど、必要な支援を行うこと。

② 企業による評価・検証

- ・ 企業研修プログラムの実効性向上を図るため、地方進出を検討する企業等による評価を実施すること。
- ・ 評価方法については、企業の現地参加、オンラインヒアリング、アンケート等を含め、効果的な手法を提案することとし、評価結果は整理の上で、プログラム改善に繋げること。
- ・ なお、事業実施により企業の現地参加等に係る経費について、委託料の範囲内で一定程度負担する場合には、受託者の提案を踏まえ熊本県と協議の上決定するものとする。

＜地方進出を検討する企業の想定＞

東京ゲームショウ等において熊本県と接点を持った企業
熊本県内での事業展開や拠点設置に関心を有する企業

その他、熊本県が適当と認める企業

※なお、参加希望企業のうち、熊本県が本事業への参加を認めた企業を「参加企業」とする。(想定：6社程度)

③ 研修実施に係る調整及び支援

- ・ 参加企業及び関係市町村（団体）との日程調整、訪問先との連絡調整等を行い、企業研修の円滑な実施に向けた支援を行うこと。
- ・ 企業研修は企業ごとに個別に実施するものとし、受託者は必要に応じて現地対応等を行い、円滑な実施を支援すること。
- ・ なお、企業研修の行程は熊本県及び市町村（団体）が作成する。

④ 研修プログラム改善支援

- ・ 受託者は、企業研修終了後、参加企業の意見及び評価結果を整理し、熊本県及び市町村（団体）と共有すること。
- ・ また、当該結果を踏まえ、企業研修プログラムの改善に向けた提案を行うこと。

5 留意事項

- (1) 受託者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。なお、最終的な企画・制作・運営等の具体化について、熊本県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本事業の進行過程を示したスケジュール等を記載した事業計画書を作成し、熊本県の承認を得ること。
- (3) 受託者は、対外的な許諾や関係者との調整等に要する一切の業務を行うこと。
- (4) 本事業に係る一切の経費（申込・出展料、企画調整費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種データ費等）に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。

6 事業の実施にあたっての遵守事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県に協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 熊本県から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。
- (5) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに熊本県と協議すること。

7 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県企業立地課に提出すること。

8 委託費の支払い

熊本県は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

9 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用权は、熊本県に帰属する。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。